

第百十四回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 九 号

平成元年六月十六日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 小澤 潔君

理事 大野 功統君

理事 渡海紀三朗君

理事 松田 岩夫君

理事 小谷 輝二君

理事 上草 義輝君

理事 岡島 正之君

理事 園田 博之君

理事 中島 衛君

理事 中山 正暉君

理事 穂積 良行君

理事 加藤 万吉君

理事 中西 續介君

理事 安田 修三君

理事 吉井 光昭君

理事 寺前 巖君

出席政府委員

自治大臣 坂野 重信君

国家公安委員会委員長 森田 雄二君

警察庁長官 金澤 昭雄君

警察庁長官官房長 内田 文夫君

警察庁交通局長 長野 祐也君

自治政務次官 紀内 隆宏君

自治大臣官房審議官 木村 仁君

自治省行政局長 浅野大三郎君

自治省行政局長 津田 正君

自治省財政局長 湯浅 利夫君

自治省税務局長 湯浅 利夫君

委員外の出席者

文部省教育助成局財務課長 遠山 耕平君

地方行政委員会調査室長 大嶋 孝君

委員の異動

六月十六日

辞任

補欠選任

同

同日

辞任

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出 第七八号)

○小澤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡田正勝君。

○岡田(正)委員 まず最初に、税務局長さんにお尋ねをいたします。局長さんは花形役者でございまして、土地特の方にもお呼ばれがあるそうで、お急ぎのようでありまして、冒頭に尋ねさせていただきます。船員関係のことについてのみ絞って質問をさせていただきます。

現在、一年以上遠洋漁業に出ている船員の方々の税金の取り扱いについて、御説明をいただきたいと思います。

○湯浅政府委員 一年以上遠洋漁業に出ている船員の方々の住民税の取り扱いでございますけれども、私も基本的には依命通達という形でございまして、各自治体に御指導している考え方は、一年以上日本を離れて操業をしておられる方も、外国の特定の地に長期滞在をしないで洋上にいる期間が大部分だということに考えられる場合には、そこは一種の勤務場所ではないかというふうに考えられますので、その住所は一般的には家族の居住地にあるというふうに取り扱おうように指導しているところでございます。したがって、家族の居住地に住所が所在するということになりまして、住民税はその住所の市町村に課税がされるというのが原則的な考え方であると思っております。

御指摘のように、まちなちの取り扱いが行われているのではないかとございまして、地方税法の解釈なりあるいは取り扱いにつきましては、以上のような考え方でも私は統一しておりますので、市町村によってそれと違っておりまして、市町村によってそれと違っております。私どもの指導とちよつと違つてくるのではないかとございまして、どの程度そういう団体があるかという点につきましては、私もまだつかんでおりません。

○岡田(正)委員 一年以上外国で操業をする遠洋漁業の船員について、この際、取り扱いがまちなちになつておられるのでありますから、非課税の扱いということに統一してあげたらどうかと思つておられます。これは、例えば南極探検隊、あるいは外国の大使館員になつていらっしゃる方々なんかは全部非課税になつておられます。それで、いわゆる西欧各国の制度を見ますと、海を舞台にして生きてきた、遠洋航海なんかで長期にわたつて海外へ出ていらっしゃる、いわゆる遠洋漁業なんかで出ていらっしゃるという船員については全部非課税扱いにしているところがほとんどなんです。だから我が日本も、船の上だから陸地じゃないじゃないか、外国に行つておられるわけじゃないじゃないか、その土地に居住しておられるわけじゃないじゃないか、海の上にあるということは勤務中である、したがって、それは海に漂つておられるのであるから居住地とみなされない、こういうお考えだと思つたのですが、まあ口を曲げて言うならば、南極探検隊といつても、南極というのはこの国の土地とも認定されておられるところですからね。地球上にある単なる泥がちよつとのおいておられるところの話です。だから、そのどの国でもないところへいらっしゃる人は非課税扱い、そして海の船の上におられる人は課税扱いというふうなことでは何か

出席政府委員

自治大臣

国家公安委員会

警察庁長官

警察庁長官官房

警察庁交通局長

自治政務次官

自治大臣官房審

議官

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省財政局長

自治省税務局長

第一類第二号

地方行政委員会議録第九号 平成元年六月十六日

かわいそうな感じがしまして、南極探検隊の話を聞くと、ああやっぱり国の依頼によって行っている方であるからこれは公務員並みに扱おうんだ、なんじら臣民はだめだというような、何かしら多少理屈が曲がっているかも知れませんが、官民格差をここでちよいと感ずるなというふうな感じがいたしますので、その点非課税扱いの方へ統一をする、通達をやりかえるというふうなところまで踏み込めないものでしょうか。

○湯淺政府委員 お話しの際は航空機で一年じゅう飛び回っているというふうな方々につきましても住所の認定というのは、所得税におきましても同じように、国内に生活の本拠地があるということで課税をするという格好になっておるわけでございます。

今御指摘のような公務員の問題につきましては、公務員の場合には、例えば外交官でございますと、相手国に行っている場合には相手国が例えばウィーン条約のようなもので外交特権という形で税を課税しないわけでございます。あるいは、アメリカに住んでいて日本から給料をもらっているという方々については、他国からの給与を得ている人々については非課税扱いにするというふうなこともやっているとございます。そうしますと、その方々は、勤務地では課税されない、日本も課税しないということになりますと税が全然課税されないということになりますから、これは日本の方で課税をするというふうなやり方をとるとか、そういう二重課税なりあるいは両方とも課税されないというふうなことになるというふうなことでこの調整は、公務員の場合でもいろいろと考えながらやっているとございます。

ただいまの船員の方々の場合も、仮に日本に住所がないと考えますと、その方は一年じゅう働いていらっしやるのですけれども税は全然納めない。その方はどこにお世話になつていないんだから税金を納める必要はないんだらうという御指摘もあらうかと思いますが、御家族の方々は生活

の本拠地で生活をされているわけで、そういう意味で行政の受益も受けているわけでございますから、やはり何らかの形で税負担をお願いすべきではないかと考えますと、一年以上船の中で働いておられまして、生活の本拠地に対してその市町村で税を負担していただくという方がむしろ公平なのではないかなというふうにも今私どもは考えているわけでございます。

○岡田(正)委員 それでは私、お願いをしておきたいと思いますが、今言うように一年以上も故郷を離れて遠洋漁業に行つて我が国民のカロリー源を確保していただいておりますが、そういう海の戦士たちの諸君が国の地元において税金を払いましても、その見返りの役務の提供というのは全くないのです。家族にはあります。家族にはありますが、本人に対しては全くない。もちろん選挙権の行使ということもない、こういうふうな状況でございます。外国においてそういう非課税扱いの取り扱いをどこもしてないのだというのなら話は別です。そんなむちゃは言いません。だが、自後よく御研究いただきまして、西欧先進諸国においては海軍として生きていけないう国がたたくさんあるのです。そういうところではもうそういう優遇措置をはっきりと講じておるわけですから、そういう点なんかもひとつ、海軍日本ですから、ぜひ諸外国の実情もよく調べをいただきますして、再検討するということの姿勢は見せていただきたい。事税金のことですから、あきまへん、あきまへんということでは、私もちよつとあなたをこの場から十時半まで放すわけにはいかぬようになるのです。再検討を約束するというところでひとつおさめようじゃありませんか。

○湯淺政府委員 私どもが今までのこの問題について考えていた点は、先ほど御説明したとおりでございます。

所得税、国税におきましても基本的には同じような考え方で船員の方々の税負担をどうするかというのを議論していたわけでございますが、今御指摘の海外の状況につきましては、私どもも正

直申しまして、まだつかんでおりません。この点は、海外の状況、あるいは海外でそういう扱いをしていられるとすればどういう考え方でやられているかという点はよく調べてみたいと思ひます。その上で、今の私どもの取り扱いが妥当なのかどうかという点を判断をさせていただきたいと思ひます。が、なかなか難しい問題ではないかと思ひます。

○岡田(正)委員 さすがに税務局長、将来ますます出世をされることは間違いないと私は信じております。どうぞひとつこれからは海外の事情をよく御調査いただきまして、何と云つても税金に関する問題ですから、よく検討しようという非常に気持ちのいい御回答でありました。本当にありがとうございます。どうぞすぐ土地特へ行つてくださいますか。ありがとうございます。

続いて質問をいたしますが、交付税のことについては、何と、考えてみたらもう十時間やつておるのです。三日間。ですから、もう聞くところがほとんどないのです。それで、たまたま交付税らしいものを質問すると、何だまたあんなことを聞いている、こうなりますので、私は、大臣の所信表明に対する質疑もあわせてやつてよろしいという理事会の申し合わせでありましたので、大臣の所信表明に関する問題で、以下質問を申し上げます。いきなりと思ひます。これからの質問は大臣以外の人にはくちばしを入れぬように、みんなたばこを吸つて昼寝してください。

それで、私が今からお尋ねしますことは、政治改革に関する問題が主点であります。

なぜ自治大臣にそんなことを聞くのかというのと、これは考えてみると、政治資金規正法というのはもう全く自治省の扱いであります。公選法の扱いというのは公選特の扱いであります。公選特の担当大臣も自治大臣であります。となると、政治改革に関する問題はすべて自治大臣の専門というところになってくるわけでありまして、自治大臣にお伺いするのは的外れではないというつもりで、以下お尋ねをさせていただきます。

さて、第一問であります。リクルート事件の反省、これは大臣はやつておらぬのですからあなたの反省は要らぬのですけれども、いわゆるそういうお立場にある大臣として、リクルート事件の反省をどう考えていらっしやるか、お願いいたします。

○坂野国務大臣 申し上げるまでもなく、このリクルート事件を契機といたしまして政治、政治家に対する批判が激しく国民の間に広まったことは事実でございます。そういう中で、何と云つても我々政治家一人一人が倫理観に徹して、みずから反省すべきことは反省し、身を律するということがまず先決でなければならぬと思ひます。

それで、自治省といたしましては、さっき先生おっしゃいましたように政治資金規正法あるいは公職選挙法というものを所管する役所でございまして、そういう立場で、これから各党からいろいろ提案されるであろう、また各党で御勉強いただくそういった政治改革の問題につきましても、政府サイドでこれにまた対応して、ともどもに努力しなければならぬと思つておる次第でございます。

○岡田(正)委員 今大臣がお話しになりましたこのリクルート事件によつて国民の間に大変な政治不信が巻き起こつてきた、この政治不信を解消するためにはやはり政治改革をやらなければいかぬ、それはやはり任務だというふうな反省をしていらっしやるというお答えでありましたが、さて、その国民の政治不信に対してどうこたえていけばよいというふうな思ひますか。

○坂野国務大臣 先ほど申し上げましたように、政治家一人一人がやはり倫理観に徹してそれぞれが身を正していくということがなければ、なかなかこれは、法律を改正してみても、その法律が的確に実行されないというふうなことになると思ひます。ですから、こういう時勢でございますから、本当に政治家一人一人がそういう気持ちにならなければならぬ、これが先決だと思ひます。

○岡田(正)委員 政治家一人一人の決意こそ重大である、こういうお話をいたしました。

さて、このリクルート事件のけじめがついてはおらぬじゃないかというのが新聞の世論調査におきまして八十何%というような高率を示しております。ついでに思うという人は一〇%を切っております。こういう状態を考へてみました場合、大臣としては、いわゆる閣僚の中では政治改革というところについては自治大臣は恐ろしい人だという存在にならなければいけませんのでありまして、その恐るべき存在である坂野自治大臣はどういうけじめをつけるかと考えられますか。

○坂野國務大臣 これはやはり政治家の皆さんが一人一人自分で考へていたのだ、そして自分の判断でけじめをつけるというのが第一の条件だと思ひます。しかし、それじゃどういうけじめのつけ方があるのか悪いのかといったような問題も先生御案内のとおり議論になりまして、自民党の中ではそういう基準といふますか考へ方を整理するためにそういった議論が行われたことは事実でございます。これはやはり最終的には政治家の一人一人の判断によつて処置すべきだといふ考えでございます。

○岡田(正)委員 これは個人名を出してまことに恐縮なものでありますが、時間をサビスすると言つた手前上、余り長くできませんので、時間を節約いたしますけれども、藤波さんが起訴になりましたね。在宅起訴になりました。それで、そのことについて中曾根さんはいわゆる眞つ黒けではないか、外れたといふことでありまして、まあ、ほぼ黒に近い暗黒色であるといふくらいのことまでいっておるんじゃないかな。捜査のあれに引つかなかつたといふだけの話でありまして、女房役である藤波さんが在宅起訴になつて、恐らく藤波さんは、大変お気の毒なことに、これはまず政治生命を断たれたと見ていいと私は思ひます。選挙民がどんなにかばつてみても、私は藤波さんの政治的な将来といふのはこれでもうピリオドを打たれたと思ひます。それほどい

わゆる女房役の藤波さんが痛めつけられておるのに、中曾根内閣当時の出来事であるその張本人、総元締め、その人があつたらんとして、派閥を離脱したといふだけで、無所属になつたからそれでいいじゃないか、けじめはついたじゃないか、これが国民の最も怒りに触れてゐるところですよ。こんなたわけたけじめのつけ方があるかというのが国民の百人が百人の声だと思ひます。

その他の人々についても言ひたいのですが、時間がありませんから申し上げませんが、これは本間に腹が立つてならぬのであります。大臣としては、正直なところを言ひまして、中曾根さんのあの派閥を離脱したといふことだけでけじめがついてゐるわいといふふうにお考へになりますか。

○坂野國務大臣 大変難しい質問でございますが、世論に中曾根元総理に対する非常に厳しい批判があるといふことは私も承知しております。また、中曾根元総理自身が自分の肌を感じておられると思ひます。そういう中で、中曾根元総理が自分の考へに基づいてけじめとしてあつた措置をとられたわけでございます。それがいいか悪いかといふことについては、ちょっと私はコメントいたしかねるわけでございます。

○岡田(正)委員 私は証人喚問のときに、たつた八分間しかありませんでしたから、八分間で六つ質問をいたしました。それに対するお答えといふものは、全く木で鼻をくくつたような御返事でありまして、聞いていらつした人は御承知のことでありまして。

私が最後に言つたのは、わざわざ私が天皇陛下のことを、昭和天皇のことを引き合ひに出しましたのは、あれは私、説明する時間がありませんでしたから説明をしておりますが、中曾根さんといふのはなかなかのパフォーマンスでして、いい格好をするのです。それで、とにかくこの事件が起きてから中曾根さんにインタビューを申し込むと、中曾根内閣の時代に起きた問題であります、たとえこの身はどうなりましようとも、私は天下国家のために議員としてこれからは尽くさ

ていただく覚悟であります、こういうやり方をすのですね。この前半の、たとえ私の身はどうなりましようともといふのは、あの終戦のときにマッカーサー司令官をお訪ねされた昭和天皇が仰せになつた言葉なんですよ。ああいう、いいところだけとるのですね。

あのときに昭和天皇がおつしたことは、この戦争の責任はすべて私にあります。だから中曾根さんで言うならば、今回の事件のすべての責任は私にあります、こつたことですよ。それが命令をしてやつたことですよ、ですからみんなを責めないでください、私だけに一人責任をとらしてください、こつたことですよ、初めは天皇陛下が命でこつたから、マッカーサー司令官は勘違いをしておつたから、玄關に迎へにも行かなかつた。だが、その言葉を聞いてマッカーサー元帥は、血は違ひますけれども、民族は違ひますけれども、人間の真心といふものには国境はない、だれにでもわかることです。これはすばらしい人だといふので、もう感きまわつて、お帰りになるときにはわざわざ玄關先までお送り申し上げたといふすばらしい逸話が残つておるのですね。その一番先頭のと

ころだけをちよつとくじつにおつたのです。それでいい格好ばかりするから私は腹が立つた。それで天皇陛下は文字どおり責任をとるとおつした。ところが中曾根さんは、たとえこの身はどうなりましようとも、私は議員はやめません、これじや小説にもならぬですね。こんなもの、責任のとり方でも何でもありません。こつたやり方をしておるために、むしろ三百有余の自民党の議員の諸君は大迷惑をしておるんじゃないですか。野党を含めた我々国会議員全体が迷惑しています。中曾根さんのあの派閥を離れるだけというけじめのつけ方については、それは終局的には選挙民がつけることであらうでしょう。だが議員には、議院の品位を失わしめるようなこと、名譽を汚すようなこと、そういうことがあつた場合には懲罰委員会という制度もあるので、これも多

数ですから懲罰委員会にもかけることができせんが、とにかく少なくとも総理大臣を含めて二十一名の閣僚の中で、事政治改革に対してはもう坂野さんしかほかにおらぬ、坂野さんの一挙手一挙動が内閣に響いてびりびり恐れられるといふぐらゐの姿勢をとつていただくべきときじゃないのか。

だから、今のようなお答えではなくて、もっと峻烈なお言葉を私は期待してゐるのです。それで、それを言つたからといって今の宇野内閣で、おのれ坂野のやつはけしからぬ、おまえあしたから閣僚をやめえなんて、そんなことを言う人はどこにもおりません。宇野さんもそんな元氣はない、あの人自身が大きな傷を負つていますから、人のことを言うたら自分がひっくり返る。だから平気でやらないさ、平気でどおんと。内閣の重要閣僚、中曾根けじめについて発言、というのがあつた新聞にどかんと載るぐらゐのこと、今ちよつと言へませんか。

○坂野國務大臣 私が言わなくても先生のきょうの質問の趣旨が、マスコミの皆さんはたくさん来ておりますから、そういう面でも報道されればまた中曾根さんにもそれは通ずると思ひます。私はやはり宇野内閣の閣僚の一人でございますから、余りかけ離れた発言といふものはできない立場はひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○岡田(正)委員 それでは、この政治改革については与野党を問わず、皆一生懸命になつて取り組んでおります。どうやってやるべきかといふので取り組んでおりますが、内閣の中においても当然政治改革はどうあるべきかといふことを真剣に考へていらつしやるはずだと私は思ふのです。

なぜならば、今回のリクルート事件というのは、中曾根内閣の時代の閣僚八人が関与してゐることですからね。ですからそのことを考へてみると、いわゆる地震の根源地は内閣だつたのですから、内閣の中で政治改革の担当相といふものをつくつて、担当者ですよ、担当大臣、それをつくつて対処をなさつていらつしやるだらうなと国民も

思っているし、私も信じておるのでありますが、そんなものをつくっていますか。

○坂野國務大臣 その点は、宇野内閣の初閣議以来、閣議のあるごとに総理からも我々の内閣の最大の使命は何と云っても政治改革だ、国民の不信を何とか解消することが我々に与えられた最大の任務だということを総理みずからもおっしゃってありますし、全閣僚がそういう方向に向かって努力しようということでございますから、特定の閣僚にそれを命ずるとかいうようなことはなくとも、全閣僚がそれに取り組んでいくという総理の非常にはつきりした決意でございますので、その辺はひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○岡田(正)委員 今の大臣のお言葉を聞いて、私は何となく全身から力が抜けていくような感じがするので。なぜかといいますが、日本でももう有名になってしまいましたが、みんなで渡れば怖くないというのです。ということは何かといったら、無責任なんです。だからがするわい、こうなんです。早い話が、これは防衛庁長官が政治改革について何か意見を言おうと思つても、何かしらお門違いの感じがしますね。農林水産大臣が言うても建設大臣が言うてもおかしいですね。農水大臣とか建設大臣がけじめのことで言うとするならば、おい、お互いにこれからはわいろは取らぬことにしようぜ、そう言うたら今まで取つておったか、こうなるから言葉の言い方はあるでしょうが、極端に言うたらそういうけじめしかないです。だから、政治改革というようになことにについては、だれかがやるわい、こういうことになつちやうて、だれもやらない、結局何もやらない、自民党が出してくる案をただ待ち受けておるだけという形になつていく。

私は、宇野内閣に対する支持率が意外に歴代内閣を通じて半分しかないという状態になつておるのはそこにあると思うのです。宇野さんも中曽根さんの下で長いことおったからああいふくせがついたのでしょうか、言葉は立派ですよ、それは雄弁家ですね。あれは弁論大会に出したら私は必ず

優勝すると思う。言葉は立派だけれども中身は全然ない。全然ない証拠に、内閣の中で、政治改革は全員がやるんだよ、だが、そのいわゆる元締めは坂野自治大臣だ、坂野さんが言つたらそれに右へ倣えせよ、それに背く者は内閣からちよん切つて出すぞと言うぐらゐの事をやつてごらんなさい。そうしたら支持率はもつと上がりますよ。参議院選挙で二人ぐらゐ違ひに違ひない。そういうことを大臣、内閣の中で提言されたらいかでですか。それで、坂野さんがそんな面倒くさいことをやりたくないと思つたら法務大臣に押しつけたいじゃないですか、あの人が本当にやる気があるかどうか知らぬけれども。とにかく内閣の中にさへ担当者がおらぬなんてこんなけじめのつけ方はない、政治改革はないと私は思うのです。が、重ねて聞きますが、決意はいかがですか。

○坂野國務大臣 総理が予算委員会等で再三答弁されております。貴人會議の提言の中でどれどれはやつた、残つた問題はこれこれだ、何回も答弁されておるとおりでございます。閣僚の資産公開の問題にいたしましても、派閥の離脱の問題にいたしましても、そういう問題、できるものは着々実施に移しているわけでございます。

そこで、今度は具体的に、政治資金に対する制度改革、姿勢を正そうということになつてくると、もう既に自民党の方から法案が出ておるわけでございます。これは議員立法でございますから、それを受けてできるだけ早くこれを通過していただくことがまず急を要する当面の具体的な行動じゃないかということを経理も答弁しているわけでございます。

あと、資産公開の問題は、法律も待つておれぬからまず閣僚のみならず率先してやろうじやないかということを取り決めておるわけでございまして、政治資金の法律問題、具体的な改革をどうするか、選挙制度の問題は当然これは自治大臣が担当でございますから、そういう時期になれば、恐らく来週じゅうぐらゐには当然私も閣議発言をすることになろうかと思ひますが、そういうこと

で一步一步、何もやつてないわけではないわけでございます。とにかく姿勢として初めから宇野内閣は改革前進内閣だという言葉どおりにやつていこうという決意でおるわけでございますから、進んでおることは間違ひございません。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。今内閣の中で着々と政治改革の歩みは進めておるとおっしゃいますけれども、資産公開は七月でしよう、発表は。来月ですよ。参議院選挙が済んで公表されるのではないかなというふうに思ひます。いまだに出ていませんものね。内閣は六月に組閣されたのですから、坂野さんにいたしましても、きのうの村山さんにしましても、留任をされた組の人なんかはもう去年の分をコピーして出せばいいのでしよう、貯金はふえておらぬとおっしゃるのだから。去年ので、以下同文といけばいいわけだ。そんなに簡単に出来るものがどうしてそんな一カ月以上かかるのかな。これがまた不思議でなぬのです。だから庶民感覚で言う資産公開というのはどうもタイミングがずれている感じがいたします。

それから派閥の離脱、これは歴代の内閣の中で初めてのことですら立派ですね。これは立派ですが、後がいきませんね。塩川大臣なんかはたちまちもうそれを破つておるでしよう。それで内閣の中で相当問題になつておるのじやないですか。これは官房長官おんみずから派閥を離脱したという事を言いがらああいう姿勢をおとりになるということとは、まじめな閣僚の中では批判の声が起きておるといふことを聞いておりますが、坂野さんは批判の声は、お隣の県だから言わぬことにしているのですか。

○坂野國務大臣 最初の、資産公開は、あれは七月上旬のことになつておりますから、参議院選挙前に恐らく公表になると思ひます。それから、官房長官の問題とかが出ましたけれども、あれは官房長官の発表の仕方がちよつと口足らずじやなかつたかと思ひます。あれは閣議会議の中でそういう質問が出たわけです。今まで来

ているもの、個人的に來ているものをどうするのだというようなことで、いやそれは党の方のいわゆる選挙対策の方に登録をして、そちらの方から正式に話を持つてくるような形式にしよう、扱いにしようということですから、そのとおりになっているわけですよ。いつているのだけれども、官房長官もうちよつとはつきりその辺のことを説明されれば誤解はなかつたと思ひますが、とにかく党から遊説の要請があれば閣僚はどしどし応じざるを得ぬだろう、それじゃ、今まで個人的に來ているものをどうするかという質問があつて、それはひとつ党の方の遊説局の方に登録してそちらの方を通して来るようなことにしよう、そうしないと閣僚は自主的に離脱するというようなことで、批判を受けるからということで、じゃさうしようということを取り決めたとおりに官房長官はやつておるわけですよ。ですから、私はもうちよつと官房長官がその辺はつきり記者の皆さんに説明されればよかつたなという感じがしております。

○岡田(正)委員 じゃ、時間ありませんから次の問題に移させていただきます。坂野さん、率直に言ひまして、この前から日本の国内においても海外においても、頭にいたいておる宇野総理大臣が女性問題で華々しく御登場になりましたね。それで、このことについて予算委員会でもいろいろと質問が重ねられてまいりましたが、宇野さんはいわく、個人の問題でありましてから公の場では言つて口を濁してしまふ、だんだん声も聞き取れなくなつてくるというふうな状況ですね。これはこのままほうつておいていいんですか、サミットへ行くのに。私はもう個人の問題ではない、諸外国にまで日本の内閣総理大臣がかくかく云々と論評された以上、それに対して、事実でなければ事実でない、事実無根であると、むしろ名譽棄損で訴えるというぐらゐの措置を事実無根なら当然しなければならぬはずですね。そういうことももしない、全然弁明もしない、何もしないというのなら、深い霧の中に包まれてますます皆さんが想像をたくましくしていくのじや

ないでしょうか。この問題についてどう思われますか。

○坂野国務大臣 これは総理のお考えであらうが、いかに予算委員会等で答弁されておられるとおりでございます。総理のお考え、自分でお考えになつて、サミットのことも考えられた上のあいう答弁でございますから、それについてのコメントはちよつと差し控えていただきます。

○岡田正委員 なかなか用心深い大臣の御答弁であります。

それじゃ、矛先を変えまして、大変失礼なんですけれども、怒りなさんなよ、怒っているから立ち上がらぬように。答弁で立つのはいいですが、もし坂野自治大臣にあの種の話が、もろんないことを信じていますよ、信じているが、架空の話として、坂野さんがこういうようなことがあつたといつて週刊誌でばらされ、海外でニュースになる。これは何といつたつて日本の、総理大臣をのけたら自治大臣というのは、大臣自信を持つてくださいよ、昔でいつたら内務卿ですよ。これは、下手をすれば総理大臣の首をはねるくらい力を持つてゐるのが内務卿なんです。あなたはその内務卿なんですよ。だから、有名ですから、海外でもだつとニュースで流れるというようなことがあつて、きょうのこの委員会を迎えた。それで、あなた覚えがりますか、覚えがないなら覚えがないとはつきりした法的措置をとりなさい、そうしなければ恥ずかしいじゃないか、日本の内務卿として顔向けできぬではないか、海外に行かれぬぞ、こう言つた場合に、やはり坂野さんがその立場になつたら、宇野さんと同じように、個人の問題でございまして公の場ではお許しくださいませと、しまいがようわからぬようなそういう言い方をされますか。いかがです。坂野さんは違ひでしょう。

○坂野国務大臣 私は、総理でもありませんし、内務卿でもなくて自治大臣ですから、そういう仮定のことを想像してその場合はどうなるかということは今すぐに考え及びませんので、ちよつと

答えにくいわけでございます。

○岡田正委員 時間が来ましたので、最後の質問をさせていただきます。

これは、内閣の政治改革の元締めの立場に立つておる坂野自治大臣の立場からして、リクルー事件のけじめの問題、政治改革の問題はもちろんのことでありますが、この宇野総理の女性問題について、いわゆる女性を金で買ふという思想に對して痛烈な一撃を与えなければいかぬ、そういう立場に大臣は立つていらつしやる。だから、内閣の中で、これはもう坂野大臣の方から、宇野さん、事実なのか事実でないのか、あれだけ海外でも評判になり国内でも評判になつて、参議院選挙も目の前だといふのに、大勢の同志の諸君に迷惑をかけてもあなたは口をつぐんだままなのか、おかしいではないか、女性軽視、日本の総理大臣そのものが、女性に男性の一步下にある、金で買ふるんだ、こういうような思想の持ち主だと言われろことは大変に痛手である、だから、あなたがもしそうでないのならそうではないと言つて直ちに法的な措置をとるといふくらいのことを行なひなさい、一人の女性さえも味方につけることのできないような人が日本の内閣総理大臣なんて大きな顔をしなさんな、学生の弁論大会じゃあるまいし、口が回ればそれでいいというものではないと言つて、坂野さん、血相を変えてテーブルをたたいて宇野さんに直言してください。絶対あなたが首になることはない。宇野さんが首になる。それでいいじゃないですか。それであなたが後に座を指示してください。そして、宇野総理がその問題で責任をとつてやめれば、内閣は総辞職、そして衆議院は解散、直ちに総選挙、こうなる。だけれども、坂野さんは全然関係ないですものね。大臣という肩書がとれるだけでしょ。参議院議員というのはずつと続いているわけですから、関係ない。衆議院の諸君大いに苦しみと言つておけばいいのですから、だから、気分を楽にして宇野総

理大臣の首をちよん切つてくださいよ。いかがですか。最後にこれだけ決意を聞いておきます。

○坂野国務大臣 先生のおっしゃることは私なりに理解できないわけじゃございませんが、私も閣僚の一員でございまして、宇野内閣を守つて、閣僚の中で意見が違ふということがあつても困りますし、世論の批判というものは総理自身が一番、我々の大先輩であり政治家でございまして、それはもう私どもが言うまでもなく自分自身に感じておられると思ひます。あとは総理自身が御判断いただくことではないかと思ひます。

○岡田正委員 坂野大臣、ありがとうございます。非常に答えにくい問題ばかりお尋ねいたしました。非常に率直にお答えをいただいております。ありがとうございます。

最後にお願いだけしておきます。

これだけ世界にまで知られてしまつたような女性問題、特に、とにかく日本では男尊女卑という思想があるのではないかと、女性を金を出しさえすれば自由になるという思想があるのではないかと、こんな恥ずかしいことを海外へ宣伝してしまつたのでありますから、その結末というものはもう深く総理大臣をやめるべきであるということに人々に言うときには、あなた自身も辞表を懐に入れて、あの明治時代の志士のように、あなたもやめろ、おれもやめろと言ふくらいの大胆に、総理大臣を除く二十名の大員の中に一人くらいおつても罰は当たらぬと思ふ。それこそ宇野さんお得意の要領の気合をもつて、宇野さんの辞職を勧めるように、もう一遍考え直していただくようお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○経緯委員 私、きょうは本論であります交付税の問題についてお尋ねをしたいと思つております。交付税が果たして、「目的」にうたわれておりますように「地方団体の独立性を強化する」、こういう精神に今日立つておられるかどうか。かつて私は地方議会におりましたときには大変期待

が大きかつたわけですが、最近疑念を抱くようになりました。

そこで、そもそもの論をお尋ねするわけですが、その第一条の「目的」、さらに第二条の「基準財政需要額」、逐条解説では「基準財政需要額は、一般財源でもって賄ふべき財政需要を示すものである。」云々と書かれておりますが、これはそのとおりと解釈してよろしいですか。

○津田政府委員 交付税の算定に用います基準財政需要額は、各地方団体の自然的、地理的、社会的諸条件に對する合理的かつ妥當な水準におきます行政を確保する、このような観点から算定しておるわけでございます。もちろんこの合理的かつ妥當な水準というのは、その時代におきます社会的、経済的諸条件を前提とした適切な行政サービス水準というものを確保しようとしておるものであり、私どもそのような努力をしておるつもりでございます。

○経緯委員 じゃ、現行の財政需要額はその趣旨に沿つて妥當に計算をされておる、こう判断をされておるのですか。

○紀内政府委員 ただいま局長の方から一般的な表現で申し上げましたけれども、各費目ごとに申し上げますならば、毎年度の基準財政需要額というものは、法令なりあるいは国の基準なりというものに示された行政水準あるいは国庫補助負担金に伴う地方負担、さらに単独事業の分野におきましては地方財政計画に盛り込まれた水準というふうなものを考慮して算定されておまして、その意味におきましては、基準財政需要額は、地方団体がその置かれた社会的、経済的条件に基づいて要請される合理的かつ妥當な水準における行政を行うのに必要な経費を算定しているものと考へております。

○経緯委員 行政に必要な経費を算定しておる、こういう答弁であります。一般論を言つておりまして明確な御答弁が得られないと思ひますので、具体的に問題を指摘しておきたいと思ひます。ですが、特にきょうは教育関係についてお尋ね

をしたいと思っております。

あえてこの問題を私が取り上げましたのは、総務庁の調査によりまして、家計支出に占める教育費の負担が、四十八年度が四・八三％、これが六十二年度は実に七・三三％。補習教育などに要する支出は八十九年度では一・三三・九％、もちろん教科書、学習参考書なども四月には消費税が実施されましたから一・〇五・二％と、六十年を一〇〇として見た場合非常に増加率であります。したがって、果たして交付税の精神に沿っていわゆる需要額が必要な経費を算入しておるのかどうか、これは今後の教育の問題としても極めて重要であります。

具体的にお尋ねします。まず光熱水費でありまして、これは算入額が非常に低い、こういう批判の声が高まっております。小学校、中学校、五十六年それから六十一年を比較しますと、それぞれどうなっておりますか。

○紀内政府委員 光熱水費に係る需要額の総額について申し上げますと、五十六年度の小学校費で三百七十九億円、中学校費で二百十五億円、これは五十六年度でございます。六十一年度について申し上げますと、小学校費で三百八十三億円、中学校費で二百八十億円と、そのように推計しております。

○経緯委員 今御答弁がありました、私文部省からいただきました光熱水費の決算額と比較をいたしました。五十六年度は決算額に対する需要額はわずかに三九・八％じゃないですか。六十一年度はさらに下がりました三五・四％ですね。中学校の場合は、五十六年度が四四・八％、五十七年度は四七・七％にちょっと上がりましたが、六十一年は四七・六％。これは小、中いずれも三〇ないし四〇％台でしょう。これで地方公共団体が必要な経費を算定した、こう言えますか。

○紀内政府委員 ただいまお示しになりました調査につきましては、私もそれがどのような方法で行われているのか詳しく承知しておりません。交付税の費目設定との関係であるとか、ある

いはそれが一般財源のベースで出されているものであるかどうか、その辺もよく検討して見る必要があるかと存じます。さらに、先ほど光熱水費の数字で申し上げましたけれども、小中学校費全体として決算の状況等と対比をしてみますと十分算入がなされているものでございまして、費目ごとの積算の問題もあろうかと思っておりますけれども、全体としては妥当な水準を維持しているものと考えております。

○経緯委員 全体としては妥当なものと考えておるといふ答弁をあなた方がされるだろうと思つたので、私は今具体の問題を取り上げて事例を挙げたので、私がお尋ねするわけなんです。全体は妥当な需要を見込んでおります、それでは個々の中身はどうなんでしょうか、こう聞いていたら、それはあなたの方ではわからぬと答えるに違いないのです。だから光熱水費の問題を具体の例として私は取り上げたのです。これは的確な需要を見込んでおるとは言えないのじゃないですか、三〇％、四〇％台では。

この光熱水費の問題につきましては、かつても質問をしたことがあるわけでありまして、当時はこれは乖離があるということと自治省も認めになった。それで、五十五年の二月十四日、花園政府委員は「実態との乖離のないように措置してまいっているつもりでございますが、先ほど御指摘の点につきましては、どういう特殊事情があるのかという点は十分調べてまいりたい」、そして改善を約束された。事実、若干改善はされた。若干は改善はされましたけれども、その後は改善はされておられませんから、しかも年々の微々たる改善も決算額との乖離を縮めるという改善には至っておりませんから、依然として乖離は三〇ないし四〇％しか需要額では見ておられないという状況が続いておるのです。

今後の参考のためにちょっと例を挙げておきましょう。これは前回質問をいたしました、調査をして改善をする約束をしたときは大阪府の松原市の例だった。これは前回も指摘されたのです

が、一向に改善されておらぬです。六十二年度は四五・八％で、前回の調査で指摘した四三・七％とほとんど変わらない。大阪府は六十年度は四七・六％、六十二年度に至っては四三・六％です。これは大阪だけじゃありません。名古屋の中学校の例でもそうですが、東京中野区に至りましては、児童生徒一人当たり直しますと小学校は二万六千六百八十円、中学校二万九千八百七十円。これは交付税の標準施設における児童生徒一人当たりの光熱水費の小学校が七・八倍なんです。中学校は六・七倍なんです。これで合理的と言えますか。今の実態をお聞きになって、あるべき需要を算入しておる、こうはつきり御答弁できますか。

〔渡海委員長代理退席、委員長着席〕
○紀内政府委員 先ほど申し上げましたように、小中学校費全体としては決算との対比においても十分算入を施していると思っております。ただ、その小中学校費全体の構成の中で光熱水費の部分をとりまいてみると、おっしゃるような数字があるいはあるのかもしれない。しかし、要するにそういうものを含んだ全体としての小中学校費が全国的に見れば妥当な水準にあるということをお申し上げたわけでございまして、

なお、これは全国的な話でございますので、個別の団体につきましてはまたそれぞれや違った事情はあろうかと思ひます。いずれにいたしましても、その光熱水費そのものについての乖離というもののにつきましても、その原因等について一層分析を加えて、さらに適切な算定に努めてまいりたい、このように考えます。

○経緯委員 今例を挙げた実情から見ますと、乖離がちよっとひど過ぎると思うのです。だから、これは自治省としても、どうなんですか、光熱水費については前回も実情を調査の上になんて改善をされたわけでありまして、調査をして必要なお感じになりませんか。私はじかに現場の先生方に聞いたのですが、例えば、水道料金が上がってきておる、今度消費税

が加算されますと、これはまた上がります。今どんな運用をしておるかといいますと、平均は六月の十五日から九月の十五日まで三カ月間プールを使用する。しかし、生徒が五百人おりました、一学にこれを入れるということになりますと、水をかえなければならぬ回数が増えますから、五百人生徒がおれば二百五十人しか一日プールを使用させない。それから、本来は一〇〇％の水を入れなければならぬところを七〇％に抑える、あるいは三カ月間を開引きをする。つまり、九月に入ってから九月十五日までということになれば、台風のシーズンを迎えますから、これはもう切り捨てまじょうということでもう九月の初めで終わりにするとか、こういう状況の操作さえやっていると、か、こういう状況の操作さえやっていると、か、一般会計から繰出される学校への割り当て金が需要額の算入から見ますとはるかに高い、逆に需要額が低い、そういう状況のもとでさえそんな操作をしなければいけない、こうなっているのです。それで、プールの水は大体どれくらいに還流するのですかと聞きますと、一週間に一回だとおっしゃる。これはもう大阪の学校の通例だということです。そんなもの二回も三回もかえたらへんと言ふのです。かえるたびにそれだけの水量がふえてくるわけですから、こういうやりくり算段をしているという。

これは私は大阪の例を挙げただけではありません。名古屋の例も挙げました。それから東京都もそうなんです。都心部においては一様にそういう状況なんです。だから、都心部だけでも一回実態を調査されて、そして現在の需要額が必要な額を算入しておるのかどうか、乖離があるのかないのか、あるとすればどれくらいあるのか、改善の必要があるのかないのか、これは調査の上に立って検討される必要があると思うのですが、その点はいかがですか。

○紀内政府委員 個別の団体に係る特殊事情につきましては、交付税の性格上なかなか限界がございますけれども、光熱水費そのものにつきましてどのような実態にあるか調べてまいりまして、小中学

校費全体の中での位置づけ等について検討を加えてまいりたい、このように考えます。

○経費委員 ぜひひとつ検討していただきたいと思っております。

次は、教材費の問題についてお尋ねをいたします。

教材費については、国庫負担二分の一を、地方の自主性を尊重するという名でもって六十年から一般財源化された。私はこのとき予算委員会質問に立ち、文部省にお尋ねをした。私が質問に立ったときは、教材費十カ年計画というのを立てられてからちょうど七年度でありました。十カ年計画では六十二年にこの計画が達成されておらなければならぬはずであります。

そこで、私が聞きましたのは、現在でも国の負担二分の一とは言うけれども、実際の支出額とは大きな乖離がある。これを一般財源化して交付税で見ても、若干上げますと言うけれども、その乖離を埋めるに至らないだろう。もし六十二年度までにこの十カ年計画を達成するとすれば、五十九年度、七年度で全国が四八・三％、そうすると、これを全部地方の負担にして一般財源化すれば、三カ年で一〇〇％達成しなければならぬ。そうすると、一般財源化されるだけで地方にとっては倍以上の予算が必要になる。しかも、残る三年間で一〇〇％ということになれば、これは地方は四倍予算化をしなければならぬ。果たして文部省が言っているのとおり六十二年度十カ年計画は達成できるのか、こうお尋ねした。

そうすると文部大臣は、一般財源化をして若干予算もふえますので、六十二年度計画どおり十カ年計画は達成できますという答弁だった。御心配は要りませんということだった。六十二年度はもう既に過ぎたわけでありまして、文部省、十カ年計画の達成率は現在どうなっておりますか。

○遠山説明員 お答え申し上げます。
教材整備十カ年計画というのは現在ではそのままでの形では生きてないわけでございます。それは先生からお話ございましたように、昭和六十年

度に国庫負担金が廃止されました。一般財源化されたわけでございますが、その結果でございます。

現在の状況でございますが、昭和五十九年度から昭和五十九年度までは、先生お話のとおり四八・三％の達成率でございます。その後、六十年から六十三年度まで地方公共団体で教材費について予算措置をした額、これを全国総額で集計しますと、千三百七十八億円でございます。これを国庫負担ベースの二分の一にしますと、それを合計しますと全部で千八百二十三億円となりまして、第二次整備計画全体に對しまして現在七七・六％という状況にございます。

○経費委員 現在というのは六十三年度ですね。六十三年度で七七・六％では、六十二年の達成は及びつかなかった。それでは六十年に私が質問をしたときの政府側の答弁というのを言っていたことになる、そうでしょう、やれると言ったのだから。私は気がになったものですから、翌年、六十一年度にまた質問をした。今度は若干難しいように思われると、こう変わってきた。たった一年足らずで、一年前に答弁したことを、これはちょっと難しいなと言ってきた。きょう聞きますと、これはまだ七七・六％です。

それで、私はけしからぬと思いますのは、十カ年計画はもう消えたと言う。六十年の質問のときは消えたとは言ったはおりません。消えたなら、一般財源化と同時に文部省の十カ年計画はもう解消であります。一〇〇％やろうが一二〇％やろうが八〇％でとめようがそれは地方の自由であります。一般財源化の理由はそこにありますと云うおるならともかく、それでは何でそのときに六十二年度十カ年計画は達成いたしますと、こう言ったのですか。きょう聞きますと、それはもうありません、消えてなくなっております、こういう話でしょう。そんなあほな話がありますか。

一体、義務教育はどこが責任を持つのですか。小中学校については国じゃないですか。国が責任を持つ以上は、国が立てた十カ年計画で、そして一般財源化するけれどもこの計画達成に向かつて

上積みをしなすし達成はできませんと言ったのですから、国が当然指導監督をして、地方公共団体は十カ年計画が六十二年度達成できるように予算化の措置をとっておるかどうかが、とっておらないとすれば、またとれないとすれば国としてどういう措置を行うべきか。これは義務教育、国の責任という観点から考えてみますと、一般財源もけしからぬのでありますけれども、一般財源化と同時に責任まで地方の責任にして、十カ年計画はもう消えてなくなっておまへんということは無責任も甚だしいですよ。義務教育に対する国の責任の放棄じゃないですか、どうですか。

○遠山説明員 お答え申し上げます。
教材整備の十カ年計画というのは、国が国庫負担を二分の一するということとつづられた制度でございまして、昭和六十年に教材費が一般財源化をした時点で、その国庫負担二分の一を伴う十カ年計画はその意味で現在生きていない、こういう趣旨でございます。

文部省としましては、その教材整備、現在教材基準の参考として生きていますのでございまして、それをできるだけ早く整備したいという気持ちを持っていますのでございまして。

○経費委員 今度は生きておるといふ御答弁に変わったわけでありまして。そうすると、十カ年計画は生きておる、それで、六十三年度で達成年度を一年経過した時点でなお七〇％台だ。これは文部省、自治省、それぞれどうされるおつもりなんです。

言っておきますけれども、何もかも地方の自主性、自主性と言つて、一般財源化されれば地方の自主性が高まるかのように安易に受け入れた自治省に重大な責任があると私は思う。教材費などは義務教育費の中でも主たるものじゃないですか。二分の一の国庫負担はもとより、全額国庫負担にしてもいいくらいのものであります。これを安易に受け入れた自治省の側にも責任がある。これは今後問題もありますから言っておきます。国が進んで負担するものと地方財政法で定められた国庫負

担金を一般財源化、地方の自主性尊重などといった何もかも受け入れてもらつてはあなた困りますよ。しかし、受け入れてしまった以上は、計画が達成されておらないということになれば、これはどうされるんですか。文部省、自治省、それぞれお答えいただきたい。

○遠山説明員 教材整備十カ年計画は文部省で作成されたものであり、既に五十九年時点で達成率が芳しくないということは承知しております。自治省としましては、計画というよりも、五十九年度以前では毎年毎年予算が文部省予算では制約されておったわけですが、私どもとしては、わづかではございますが、その充実に努めてきておるところは先生も御評価いただきたいと思ひます。

それから、この問題についての国の責任の關係でございまして、これは現在の法律体系から申しますと、国の負担金系統はいわゆる給付關係の負担金、それと学校建設等の新設の負担金、こういうような体系でございまして。このような学用品の扱いということでございますが、これはやはり学校の維持管理の中の一環としまして地方団体がやることももう定着化しておる、このように考えております。そういう意味におきまして、一般財源化という措置をとったことについて私どもは間違いがあつたとは思っておりません。

それから、昨晩も先生の御質問があつて改めて見てみたわけでございますが、文部省の出されております教材基準というのは非常に細かくなっております。これを補助金制度の中で、どういう黒板を幾つ、あるいは幻灯機を幾つというようなことをわざわざ補助金申請をする、あるいはその決算で打つというところは、地方団体にとつても相当な手間である。むしろ基準財政需要額の算定を通じて、個々の団体がその地域の事情に即し、かつ文部省の学習指導要領に基づきます学用品の整備をしていくことがやはり体制としては好ましいのではないかと。六十年におきます一般財源化は間違ひでなかったと思ひます。

○遠山説明員 お答え申し上げます。

たびたび同じ答弁で恐縮でございますが、文部省としては、教材整備十年計画は国庫負担金が多くなった昭和六十年時点で生きてないという認識でございますが、教材整備の基準は現在も参考基準として生きていてということで、考え方は、その二つについては分けて考えております。文部省としては、これらの教材整備につきまして各地方公共団体を指導しまして、教材の充実が図られるように努力をしていきたい、このように考えております。

○経費委員 そうすると、自治省の方の答弁は、一般財源化を受け入れたことは、これはもう地方になじんでおる事業でもあるし、間違いないしなかった、こうおっしゃるのです。そして文部省の方は、基準は生きておるんだ、こう言っておるのです。そうすると、達成はどうされるのですか。教材費の決算額と需要額との乖離もひどいわけです。これは結局、目標に向かって早期に達成をするためには、文部省は基準は生きておるというわけでありまして、受け入れたことは間違いないでなかったとおっしゃる以上は、その基準を充足するために当然需要額の思い切った引き上げが必要になってくるのじゃないですか。これは受け入れるべきでなかったとおっしゃるなら文部省に責任があると私は思いますけれども、自治省はみずから進んで受け入れたことは正しかったとおっしゃっているのですから、充足してない状況については、充足のためにどんな措置をおとりになるのですか。

○津田政府委員 個別の問題がございましたら審議官に答弁願いますが、全体的に私から申し上げたいと思います。

私どもとしては、今後とも地方団体において学習指導要領を踏まえ、適切な教材の整備を図られるよう措置を考えていくつもりでございます。

それから、基準財政需要額と決算との関係につきましては、私ども、基準財政需要額に算定した内容等については地方団体に周知するよう努めて

おるところでございます。今後とも努めてまいりたいと思います。

それで、考え方でございますが、文部省におきまして学習指導要領等を踏まえた基準をつくるのは結構だと思います。それを標準といたしまして地方団体が地域の実態に即して判断すべきもの、かように考えております。この問題、御質問の最初の出発点が、交付税の基準財政需要額の算定が合理的かつ妥当な水準、こういう観点から先生が今まで御質問を重ねておられるわけでございまして、文部省のつくられておりますこの教材基準、これも今また改定中でございますが、従来のものを見てまいりまして、ある程度高度なものを考えておるようでございます。私どもの時分では、中学校以上になってピアノというようなことで、小学校ではピアノもないでオルガンだと思えます。確かに現在の我が国の社会的条件からすれば、ピアノ等は普及しておりますし、学校にも整備しなければならぬわけでございますが、文部省の基準はそういうものだけじゃなくて、パイオリンとかチェロとかあるいは尺八、和太鼓、そういうものも指導要領に基づいては必要と考えられるものだ、こういうような判断でございます。

学習指導要領を高度にこなしていくためにはそういうものは必要かと思えます。しかし、現在の我が国の社会経済条件からいたしますと、私どもが措置しておるものが間違いないで、これが交付税の合理的かつ妥当な水準というものに反するものではないのか。しかし、今後におきましても、私どもとしては、このようなものを考えまして、適切な財源措置を考えてまいりたいとは思っています。

○経費委員 合理的かつ適切であるかどうかということは、もちろん私の質問の趣旨であります。合理的かつ適切でないとは、それは自治省は言えぬでしょう。言えぬとは思いますが、実態から見ますとやはり大きな乖離があるわけですから、これも先ほどと同じように改めて実態を調査

されて、改善すべき点は改善すべきだと思うんです。

基準以外の教材費も随分たくさんあるわけでしょう。文部省の資料によりますと、例えば六十年度は百九十三億九千万円、六十三年度は二百三十三億八千九百万円、これは基準以外です。当然これは交付税の需要額では見ておらないでしょう。こういうものもあると思うのです。

それから就学援助費もそうです。これは一つの市の例でありますけれども、六十三年度を例にとってみますと、市の一般財源が二億九千七百九十万、交付税の需要額は四千四百万、当然これは国庫補助が二分の一ありますから、この国庫補助二分の一を充当したとしても、需要額の算入は一九・五％しか算入されておらない。中学校では二七・五％しか算入されておらない、これが実情なんです。だから私は、光熱水費の問題から始まりまして教材費の問題に触れましたけれども、こういう実態はやはりちゃんと踏まえていただきたい。教育費の負担がふえてきておるわけでありますから。

次に、そういう交付税需要額の算入不十分などが相まって、結果的にはどうなっておるかということについてお尋ねをしたいと思います。文部省の方では「教育費に対する住民の税外負担の解消について」ということで通達を出されております。この通達の中では、「政令で定めるものについては、市町村は直接であると間接であると問わず、その負担を住民に転嫁してはならない」、さらに「今回の法改正は、PTA寄附金等住民の税外負担の軽減をはかる趣旨に基づくものでありますので政令で定める以外の経費であつてもこの趣旨に添って住民の税外負担の解消についで格段の努力をされるようお願いいたします。」政令で定めるといふのは、市町村の職員の給与、それから建物の維持及び修繕に要する経費等々が挙げられておりますが、これ以外であっても趣旨に沿って住民の税外負担、つまり父母負担の解消に努力されたい、こういう通達が出されておるので

す。私が六十年に質問いたしましたときには、父母負担はもう大半解消された、六十年当時で残るのは一・数％だと文部省で答えになったわけですが、これはどうなんですか。もう今は完全に解消されていると判断されておるのですか。

○遠山説明員 お答え申し上げます。

昭和三十三年に地方財政法が改正をされました、それに基づいて、学校の設置者の方で直接であると間接であると問わず住民に負担を転嫁してはならない経費として、給与費とそれから学校の維持管理費というのが政令で決まって、それに基づいて先生御指摘の通知を出したわけでございます。その中で、政令で定める以外の経費であっても住民の税外負担の解消について努力されたい、こういうことで指導をしてきたわけでございますが、そのときの教材費なんかについてのPTA等の負担が一五％ぐらいあったわけでございします。それが六十年ぐらいいは大体一・数％という状況に非常に激減をしているわけでございします。現在も大体その水準にあるというぐあいに私どもは考えておまして、三十五年の通達の趣旨を今後も各市町村に指導をしてまいりたい、このように考えております。

○経費委員 PTA等のいわゆる税外負担、教材関係についてはなおまだ一・数％ある、こういうことであります。これも私が調査をしてまいりましたので、ちょっと申し上げておきたいと思っております。

ある市、ある市と言いますのは、私がここでA市ならA市、そしてA校ならA校といって名前を挙げますと、どういふわけか、もう一日もたぬうちに、おまえのところそんな資料出したのかと、どこからともなく問い合わせがあるんです。これはもう昔の官僚体質そのままです。そうすると、今度資料を出してほしいと言いますと、いや、もう先生困ります、お上にいらましたら言いたいことも言えぬようになりますね、こういうことで口を閉ざし始めた。そん

なことおまへんやろな。あるんですか。しかし、これは現実にあると思う。もう大体その日のうちです。国会でこんな質問があった、おまえのところ資料を出したのか。こういうことはやるべきでないです。金も出さずに口だけ出す、しかも大口を出すという、これはもったいなくすよ。だからこんなことは、あるとすればぜひやめていただきたいので、私はきょうも市の名前も学校の名前も挙げません。挙げたいわけでありすけれども、挙げたら必ず報復が来るわけでありすから。

ちよつとA市の場合を例にとつてみますと、小学校でいわゆる徴収金を合計いたしますと、六十年、四万二千二百五十九円、これが六十二年は四万三千四百七十二円。中学校は三万五千九百八十八円が三万九千円をちよつと超えてきております。

それから、この学校徴収金が一体何に充てられておるのか。生徒一人当たり年間、小学校、中学校それぞれ四万円前後の徴収金が取られておるわけでありすが、給食費はさておくとしまして、それでは何に充てられておるのか。これもAの学校で資料を提出していただきました。ところが、政令でもって指定しております学校の備品等に充ててはならない、これは当然公費で負担すべきだ、こういう通達が出ておるにもかかわらず、教授用設備備品費として、印刷関係機器修理費三万円、ストープ購入費、ガス器具修理費二十万二千三百円、このところは完全に政令に違反する。それで、政令で指定するもの以外であってもできるだけ公費で負担するように、こういうことであります。学校徴収金の中から、例えば教授用消耗品費、用紙代に二百五十八万九千円、生徒一人当たり二千二百二十五円、これは徴収金の項目別の負担の中では一番多い項目であります。共有の副教材費は千六百三十五円、等々であります。学校徴収金が明らかに、当然公費で負担すべきものであるいは公費負担が望ましいものに充當されておる。

それから、PTAの教材関係などに対する負担は、一、数%だとおっしゃいますので、私はPTA関係も調べてみました。同じ学校であります。そうしますと、PTAの会費として徴収した中から、児童生徒福祉費と称して防犯灯、それから屋敷の際のお茶の費用。さらに教育振興費と称して、これは随分項目が並んでおりますが、校長会、教頭会の費用まで負担をさせられておる。それから運営費と称して、これは明らかに政令に反するわけでありすが、体育館の備品購入、こういうようなものにも使用されております。さらに、学校運営費の中の環境整備費として、当然公費で負担すべき保健室、防火剤等々も含まれております。合計いたしますと、PTA会費の中から、本来公費で負担すべきもの、そして政令で明確に税外負担をさせてはならないと指摘をされておるものまで含めまして、何と三五%が教育振興費、学校運営費の名目で充當されておるじゃありませんか。

それで、私は一校だけでは不十分だと思ひまして、いろいろ各校に問い合わせをしてみますと、PTAの会費から大体三〇%前後、今言いましたように振興費、運営費と称して公費で負担すべき費用に充てる、これは常識になっております。そして、学校の中では二重帳簿があります。一つの帳簿は公費として割り当てられた支給額に対する決算報告書、もう一つは徴収金とPTA会費の中から学校運営費に使用されたものの決算の帳簿。二つ帳簿があるのです。公費の使用に対する決算の報告書を見ただけでは実態はわかりませんよ、こういうことを聞いて愕然とした。会社には二重帳簿があるということはよく知っております。たけれども、学校にそれぞれ二重帳簿があるということは私は聞くのは初めて。一体これはどうお考えになりますか。明らかに通達の趣旨に反しておると思ひますが、そう思ひませんか。

○遠山説明員 お答え申し上げます。先生が挙げられた事柄の中には、確かに三十五年の通達の趣旨に反する事柄があると思ひます。

が、三十五年の通達は、政令で禁止しておりますのは職員の給与と建物の維持修繕費でございますので、備品そのものは政令で禁止されておるものではございません。それは趣旨としてやはり公費で負担すべきもの、こういうものでございまして、直ちに政令違反になるというものではございません。

それから、用紙代ということが挙げられました。これについても、例えばテストで使うような用紙代は当然公費で負担すべきものではございませうけれども、絵をかく用紙代でございませうとか、あるいは習字の用紙代、こういうものは当然生徒個人が負担すべきものでございませうので、必ず公費から出さなければならぬというものではございません。

経費については、公費で負担すべきもの、私費で負担すべきもの、面然と一線が引けるものではないわけでございますが、できるだけ児童生徒の負担を少なくするという趣旨は望ましいわけでございます。今後ともその三十五年の通達の趣旨に沿って指導してまいりたい、このように考えております。

○経理委員 これはぜひひとつ通達の趣旨に沿って改善を強く要望しておきます。

時間が来ておりますので、最後に一問お聞きしておきます。

この地方財政計画と決算との乖離が余りにもひどいですね。一般行政経費の場合は、六十一年は計画と決算との乖離が三六・二%でしょう。そして今度は逆に単独が六十一年度マイナスイヤ九%です。これは一年、二年の間の乖離じゃなしに歴年ずつとこういう傾向が続いているのです。そして使用料、手数料が計画に対して六十一一年は四二・八%ふえているのです。雑収入は七一・七%ふえているのです。

私が最初申し上げました、交付税が交付税本来の趣旨に沿っておるのかどうか、疑問を抱いておるというのはこんなことです。地方財政計画を組むときに、ちよつとひねくれておるかもわか

りませんが、三二%の交付税がまずあります。それで、この三二%の交付税の総額が一体幾らになるのか、これで帳じりが、収支が相整うように歳出もいろいろと考へていく、行政経費を抑える。それで単独事業はやれないことはわかつておるけれども、最初から計画を抑えるわけにはいかぬから、これはやれないことをわかつて上で一定の計画を組んでおる。そして使用料、手数料はもつと入ることはわかつておるけれども、これも低目に抑えておく。こういうようなことで、最初に三二%ありきでもって地方財政計画を組んでおるのではない。

そうじゃないというならば、私が今指摘をしましたように、需要額は必要な算入額を算入しておらないわけでありすが、必要な算入額をやるとするならば三二%で済まない。少なくとも四〇%以上に引き上げなければならぬ。そうすれば決算と計画との乖離は、多少は社会的通念上許容される範囲内で当然おさまるだろう、こう考えざるを得ないわけでありすが、そんな悪意を持つてつくっておるわけじゃないと思ひますけれども、結果から見ると疑わざるを得ないと思ひます。その点はいかがでありますか、最後に

○津田政府委員 計画と決算との乖離が生じておることは事実でございます。ただ、端的に一つの例を申し上げますと、例えば公営競技収益金は全地方団体ではなくて特定の地方団体の収入でございまして、特定の地方団体の収入を加算して全体の地方団体の財政需要を賄うということはおかしいわけでありまして、私もとしてはそういう特殊地域的なものも歳入も歳出も落としておる。

まさしく先生がおっしゃる通りに、私も一般財源の確保、こういうような趣旨に沿ってやっておるわけでございます。しかし、余り乖離があるということは好ましくないわけでございます。今後とも計画のつくり方はよく考へてまいらなければなりませんが、やはり地方財政計画の目指す一般財源確保という点から、実際の決

算と計画とが食い違ってくる部分がある。また、むしろ特定団体のものを入れてしまおうとおかしなことになる。不交付団体水準超という項目をつくっておりますが、やはりほかの経費でもそういうような問題があるわけでございます。まさしく使用料なり手数料関係が収入面でも乖離があり、一般行政経費の乖離があるというのは、そこらに起因するところが多いかと思えます。

いすれにしても、私どもとしましては、要
当で合理的な地方行政水準の確保のために所要額
は計上してまいりたいと考えておりますし、交付
税総額の確保につきましては今後とも努力するつ
もりでございます。

○経塚委員　大臣には一回も質問いたしませんで、したけれども、御承知のとおり交付税の精神に沿って、需要額は引き上げるべきものは引き上げて、地方の財源に不足を生じないように格段の努力を払われるよう御要望申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○坂野國務大臣 先ほどから地方財政計画のあり方、また交付税の対応の仕方、質疑応答の中で先生の御趣旨はよくわかっておりますので、的確に、今後財政計画を策定する中で、実態に合ったような計画が策定されるように努力してまいりたいと思います。

○経塚委員　これで終わります。

○小澤委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○小澤委員長　これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。松田岩夫君。

○松田(岩)委員 私は、自由民主党を代表して、政府提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の討論を行います。

今回提出された地方交付税法等の一部を改正する法律案は、新たにたばこ税を地方交付税の対象税目とすることとともに、地方交付税の単

位費用を改正することなどを内容とするものであります。

まず、地方交付税の総額については、国庫補助負担率の見直しに伴う地方公共団体の財源の確保を図るため、新たにたばこ税の収入額の百分の二十五を加えることとし、あわせて、平成元年度分以下の地方交付税の総額について所要の特例措置を講ずることとしております。

また平成元年度分の普通交付税の算定については、地域振興に要する経費、教育施策に要する経費、福祉施策に要する経費、地域社会における国際化及び情報化への対応に要する経費、経常経費に係る国庫補助負担率の見直しに伴う所要経費を措置するほか、投資的経費について地方債への振りかえ措置を行わないこととするに伴う所要経費の財源を措置するとともに、地方財政の健全化等に資するため、平成元年度に限り、財源対策債償還基金費を設けることとしております。

これらの措置を内容とする政府提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案は、現下の經濟情勢、国及び地方の財政状況等を考慮するとともに、地方財政の円滑な運営を図る見地から適切なものであると認め、本案に賛成するものであります。

なお、地方財政は引き続き巨額の借入金残高を抱え、今後とも厳しい財政運営を余儀なくされるものと見込まれますが、政府におきましては、地域社会の健全な発展と地域住民の福祉の向上に果たす地方団体の重要な役割にかんがみ、今後とも地域振興の積極的な推進を図るとともに、地方団体に対する財源措置の一層の充実に努めるよう強く希望するものであります。

以上をもちまして、政府提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の討論を終わります。

○小澤委員長　山下八洲夫君。

○山下(八)委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、反対の

討論を行います。以下、反対理由を簡単に述べます。

第一に、本案は消費税の強行導入に伴う初年度の財源補てん措置を定めておりますが、消費税は公約違反であり、国民ひとしく反対しており、その体系も欠陥税制であることは明白であります。また、本案をもちまして、地方財政は重大な悪影響を受けることは必定であり、到底容認できません。

第二に、本案は、国庫補助負担率の特例措置に係る財源補てん措置が定められておりますが、この特例の固定化及び延長が重大なる約束違反であることは論をまちません。

第三に、政府は既に三年間にわたり租税収入の過小見積もりを意図的にに行い、その使途は極めて不適切であります。国は、当初予算において地方財政に負担を転嫁し、補正で国債発行額を減額しており、また、交付税も基準財政需要額を抑えな

がら、臨時のばらまき行政を行い、また国の責任によつて発生した過去の交付税特別会計の借入金
の返済に充てるなどしております。これは財政の
単年度主義を形骸化させるとともに、国会の予算
審議権すら侵害するものであり、容認できませ
ん。

第四に、交付税とは直接はかわりませんが、地方財源の拡充策である地方税改革の懸案事項は放置されたままであり、地方財政構造のゆがみが温存されていることは交付税制度にも重大な支障を与えていることは極めて遺憾であります。

第五に、八九年度地方財政が表面的には財源超過の現象にありながら、住民福祉向上よりも財政至上主義を優先させ、福祉、民生関係の予算は充実にしていないことは、地方自治、地方財政計画の趣旨を損ねるものにはかならずせん。

第六に 国民健康保険会計の抜本的な赤字解消策が何ら盛り込まれておりません。

第七に、永続的な過疎地域の振興策、不況地域における雇用創出策の推進などが欠如しております。

第八に、国の責任によつて発生した過去の交付税特別会計の借入金を交付税を使って返済しよう。

とするのは、交付税制度をゆがめるものであり、今日の収支状況等を勘案すれば、国の責任で財源措置を行うべきであります。

第九に、地方債の取り扱いについては、国債及び政府保証債に比し、従来より後退したことは地方財政運営の安定化、地域金融の充実という要請に基本的に逆行するものであり、極めて遺憾であり、従来の方針に戻すべきであります。

最後に、このほか、地方公営企業に対する一般会計からの繰り入れ問題や消防職員の定員増問題など多くの課題の解決が見送られており、本案は極めて不十分な内容となっていることを指摘し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○草野委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、反対討論を行います。

國庫補助負担率の削減は、従来の経緯及び暫定措置として昭和六十三年度限りで廃止すべきものでありましたが、今回の見直しについては、一部で巨入財源を確保しておられますが、その中で、

は十分ではありません。このように國の負担を地方に一方的に転嫁する今回の措置は、國・地方間の財政秩序を混乱させ、信頼関係を著しく損なうものであります。政府は、地方財政を圧迫する国庫補助負担率の削減を直ちに取りやめ、昭和五

また、直轄事業に伴う地方の負担金割合はここ数年増加しておりますが、本来、直轄事業は国家的施策として実施されるものであり、地方自治体に財政負担を強いることは極めて不合理であり、早急に廃止すべきであります。

次に、ふるさと創生についてであります。

政府は、前内閣の目玉である、地域活性化のためふるさとづくりの具体策として、全地方自治体に對し、一律に一億円を交付税の基準財政需要額に上乗せすることとしております。地域の活性化を図るには、地方の自主性の拡大を図ることが重要であります。これまで地方の自主性を阻害してきたのは国庫補助金制度や国の厳しい規制によるものであり、これらを大幅に見直し、地方に権限を移譲すべきであります。このような抜本的改革が行われておりませんが、また、ふるさと事業は、地域に知恵を出させるが、事業の選択は国が行うことになっており、このような姿勢では真の地域活性化は望めません。

最後に、消費税についてであります。

本年度から交付税は消費税を対象税目に加えることとなっておりますが、消費税導入の際、政府が示した、地方税、地方交付税の減収により地方財政の運営に支障を来たすのではないかと懸念について何ら解消されないばかりか、地方自治体では導入をめぐって混乱が生じるなど、新たな懸念が発生しております。

また、国と地方の税源配分問題についても地方の自主財源が削減されることになるなど、消費税の導入は地方財政に重大な影響を及ぼしており、速やかに廃止すべきであります。

以上、反対理由を申し述べ、地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する反対討論を終わります。(拍手)

○小澤委員長 岡田正勝君。

○岡田正勝委員 私は、民社党・民主連合を代表して、政府提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に對し、反対の討論を行うものであります。

第一には、平成元年度の地方財政計画及び地方交付税法等の一部改正案が、昨年の第百十三国会において我が党が導入に強く反対をいたしました消費税法を含む税制改革関連六法に基づき提出されていることでもあります。

が二兆円、消費税配分額を加味しても八千億円程度の減収超過額となり、シャープ勧告以来さまざまな場において提言されております地方自治の独立、地方の自主財源の確立に反するものであり、本法案は理念なき改正案と断ざるを得ません。

第二に、本改正案は、国と地方との関係のあり方を考慮していない点にあります。

現在、新行革審において、国と地方の機能分担、費用負担のあり方、その他関連する問題について検討されておるようであります。しかし、本来、国と地方の税源に大きな影響を与えるような税制改革等を行う場合、最初に国と地方の事務配分及び財源配分等を検討した後に行うべきであります。しかるに、今回の改正案は、極めて拙速なまま導入を行ったものであり、容認することはできません。

第三に、補助負担率の恒久化が場当たり的であるという点であります。

例えば、社会福祉関係の補助金カット分について、国のたばこ税の交付税対象税目化等によって財源を賄うこととしています。しかし、高齢化の進展などにより今後さらに生活保護等の福祉需要の増大が見込まれるのに反し、喫煙者の減少傾向などからたばこ税の大きな伸びは期待できないと思われまます。福祉の切り捨てなどという結果を招かぬよう、財政需要に見合った安定的な財源が必要であります。将来にわたり福祉需要に見合う一般財源をどのように確保していくのか、明確な展望が示されておられません。

また、今回の補助率カット還元において、生活保護等について現行の十分の七と昭和五十九年度までの十分の八と足して二で割り十分の七・五としたように、今回の還元措置は大蔵、自治両省の駆け引きだけで決まった、まさに理念なき改正であります。

以上、政府提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に對する反対の主な理由を申し述べ、私の反対討論を終わります。(拍手)

○小澤委員長 寺前巖君。

○寺前委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、政府提出の地方交付税法の一部を改正する法律案に對する反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、今回の改正が消費税の住民転嫁を前提にしていることでもあります。

八九年年度の地方財政計画では、公立高校、幼稚園、特殊教育諸学校の授業料の値上げ、使用料、手数料収入の対前年度約六割の引き上げをしております。消費税の住民転嫁を前提にしております。

交付税についても消費税導入を前提として単位の費用の改定を行っているものでありますが、四月一日の消費税導入以来二カ月以上たちますが、消費税廃止を求める世論は、四月二十日付の東京新聞を見て六五割、廃止を求める声は依然として大きく、消費税廃止は国民の声となっております。

地方の公共料金は条例で決めるものであり、その自治体の裁量で決めるものであります。それを指導と称し、消費税の住民転嫁を強要することは、地方自治権の侵害であると同時に、消費税廃止を求める国民世論に挑戦するものと言わざるを得ません。

反対の第二の理由は、国庫補助負担率引き下げの恒久化等の措置と一体のものであることでもあります。

生活保護の保護費負担金を初め、国庫補助負担率の引き下げが恒久化されたものの多くは、地方財政法第十条で国が進んで負担すべきものとして規定され、国の責任を第一義的に認めていたものであります。これらの国庫補助負担率のカットの恒久化は国の責任の放棄であり、生存権についての国の社会的使命を規定した憲法二十五条の精神に反するものと言わざるを得ません。交付税の対象税目の拡大に財源を求めたとしても、到底評価できません。

反対の第三の理由は、八五年度から八八年度までに、暫定加算として先送りされた国庫負担金の二分の一、国庫補助負担率の引き下げの恒久化に伴う財源措置についても新たに地方負担を押しつけることになっております。

八五年度から八八年度まで国庫補助負担率の引き下げの影響額八千四百四十億円の負担については、国が暫定加算するとして先送りされ、国庫負担率引き下げの暫定期間終了後に自治、大蔵で協議するとされていたものであります。今回の二分の一に当たる四千二百二十億を地方に負担させることにしており、地方への新たな負担転嫁と言わざるを得ないのであります。

また、今回の国庫補助負担率の引き下げ見直しに伴う財源措置についても、経常経費に係る国庫補助負担率の引き下げ恒久化の影響額六千三百七十四億円のうち、二千七百六十二億円について地方負担としているのであります。このことは今後、毎年度これを上回る額が確実に地方に負担転嫁されることになり、容認できるものではありません。

反対の第四の理由は、実態とかけ離れた基準財政需要額の算入の問題であります。

委員会質疑の中で明らかにしたように、交付税の基準財政需要額の算定が実態と大きく乖離していることは、以前から指摘してきたところであります。特に臨調行革路線のもと、地方財政全体が圧縮される中で、交付税総額そのものも意図的に圧縮され、乖離が是正されるどころか、拡大する傾向にあるのであります。単位費用の改正を行い、財政需要を的確に算入すべきであります。

最後に、重ねて国庫補助負担率の還元、引き下げ期間の地方に対する負担転嫁額の完全補てんとともに、消費税の住民転嫁を強要する指導をやめ、消費税の廃止とともに消費税収入に頼らず、地方の自主財源の増額、需要額を的確に算入できるように交付税率の引き上げなど、地方税財政制度の確立を強く求めて反対討論をいたします。

○小澤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○小澤委員長 これより採決に入ります。

て採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小澤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小澤委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、大野功統君外三名から、四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。中沢健次君。

○中沢委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四党を代表し、地方交付税法等の一部を改正する法律案に対しまして、次の附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方財政の現状にかんがみ、左の諸点について善処すべきである。

一 地方交付税制度が地方公共団体の財政需要に的確に充て、その機能の向上が図られるよう、国庫補助負担率の特例の廃止と国庫負担制度の安定充実に努めるとともに、地方交付税総額の長期的な安定確保を図ること。

二 税制改革による地方財政への影響に対しては、地方自治の本旨を尊重しつつ地方公共団体の財政運営に支障を生じないよう適切な措置を講ずるとともに、地方公共団体の行政運営が自主的に行われるよう十分に配慮すること。

三 税制改革に基づく税負担により地方公営企業の健全化と経営基盤の確立が損なわれないよう、特段の配慮を払うとともに、経費負担区分の原則に基づき一般会計からの的確な繰入れに努めること。

四 国民健康保険事業の長期的安定と地方財政の健全な運営を図るため、国の責任の明確化及び国庫補助負担制度の充実を図ること。

五 地方交付税総額の不足補てん等のため発行された各種の臨時財政特例債、財源対策債などの償還に關しては、財源措置を的確に行い、地方公共団体の財政硬直化を招かぬよう措置すること。

六 地方債は地方公共団体の課税権を実質的な担保とした資金であること等にかんがみ、引受者側に与える影響等の発行環境を整え、その発行条件について、政府保証債と格差を生ずることのないよう努めること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたします。

○小澤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小澤委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。坂野自治大臣。

○坂野国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。

○小澤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○小澤委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小澤委員長 次に、内閣提出、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。坂野国務大臣。

道路交通法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○坂野国務大臣 ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における交通事故の実情にかんがみ、自動車等の運転について必要な技能及び知識が十分でない初心運転者による交通事故を防止し、その他交通の安全を図るため、初心運転者が自動車等の安全な運転に習熟することを助長するための初心運転者期間制度及び運転免許の取り消し処分を受けたことがある者等に対する講習制度を導入すること等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。

まず、第一に初心運転者期間制度の新設であります。

これは、免許取得後一年未満の初心運転者による事故が特に多いことにかんがみ、初心運転者に慎重に運転するよう動機づけを行うとともに、自動車等の運転について必要な技能及び知識が十分でないと思われる初心運転者については、適切な教育を実施し、以後の事故防止を図ろうとするものであります。

その一は、普通自動車免許、自動二輪車免許または原動機付自転車免許を受けた者については、免許の種類ごとにその取得後の一年間を初心運転者期間とし、その間に道路交通法等に違反する行為をし、政令で定める基準に該当することとなつた者については、公安委員会が、初心運転者講習を受けなければならない場合及び初心運転者講習受講後初心運転者期間が経過するまでの間に道路交通法等に違反する行為をし、政令で定める基準に該当することとなつた場合は、初心運転者期間経過後、再試験を行うこととするものであります。

その二は、公安委員会は、初心運転者講習対象者が、初心運転者講習を受けなかった場合及び初心運転者講習受講後初心運転者期間が経過するまでの間に道路交通法等に違反する行為をし、政令で定める基準に該当することとなつた場合は、初心運転者期間経過後、再試験を行うこととするものであります。

その三は、公安委員会は、再試験の結果免許を受けた自動車等を安全に運転することができないと認められる者または再試験を正当な理由なく受けまいと認められる者については、その者の当該免許を取り消さなければならないこととするものであります。

第二に、運転免許の取り消し処分を受けたことがある者等に係る運転免許試験の受験資格に関する規定の整備であります。

これは、運転免許の取り消し等の処分を受けたことがある者の免許再取得後の事故率が高いことにかんがみ、これらの者に対して適切な教育を実施し、その事故防止を図ろうとするものであります。

すなわち、運転免許の拒否もしくは取り消した後は六月を超える期間の運転の禁止の処分を受けたことがある者は、過去一年以内に公安委員会の行う取り消し処分者講習を受けていなければ運転免許試験を受けることができないこととするものであります。

その他、公安委員会は、その指定する者に、初心運転者講習及び取り消し処分者講習を行わせることができることとする等所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行日は、公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

○小澤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十日火曜日午前十時三十分理事會、午前十一時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時七分散會

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条の五」を「第七十一条の四」に、「第四節 運転免許試験(第九十六条―第一百条)」を「第四節 再試験(第九十六条の二・第一百条の二)」に、「第七章 雑則(第八十一条―第一百四十四条の三)」を「第七章 講習等(第八十一条―第一百四十四条の七)」を「第七章 雑則(第八十一条―第一百四十四条の七)」に改める。

第七十一条の四に改める。
第七十一条の五を第七十一条の四とする。

第七十四条の二第八項中「第八十一条の二第一項第二号」を「第八十一条の二第一項第一号」に改める。
第八十四条第一項中「この章において」を削る。

第九十二条の二を次のように改める。
(免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証の有効期間は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める日の後のその者の三回目の誕生日(その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者のうろ年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。第百一条第一項において同じ。)が経過する

第一類第二号

地方行政委員会議録第九号 平成元年六月十六日

るまでの期間とする。ただし、第百七条第二項の規定により交付された免許証については、当該免許証に係る同条第一項の規定により返納された免許証の有効期間が満了することとされて

いた日が経過するまでの期間とする。
一次号及び第三号に掲げる免許証以外の免許証 当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日

二 第百一条第二項の規定により更新された免許証 更新前の免許証の有効期間が満了した日
三 第百一条の二第三項の規定により更新された免許証 同条第二項の規定による適性検査を受けた日

2 前項に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。
第九十六条第五項中「停止されている者」の下に「及びこれに準ずるものとして政令で定める者」を加える。

第九十六条の二の次に次の一条を加える。
第九十六条の三 第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否、同条第三項若しくは第百三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は第百七条の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する第百三条第四項の規定による六月を超え期間の自動車等の運転の禁止を受けた者(同条第二項第一号又は第百七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。)で、運転免許試験(仮免許の運転免許試験を除く。)を受けようとするものは、過去一年以内に第百八条の二第一項第二号に規定する講習(当該処分前に行われた講習を除く。)を終了した者でなければならぬ。ただし、当該処分を受けた後免許(仮免許を除く。)を受けたことがある者は、この限りでない。

第六章第四節の次に次の一節を加える。
第四節の二 再試験

(再試験)
第百条の二 公安委員会は、普通免許、二輪免許又は原付免許を受けた者で、当該免許を受けた日から当該免許を受けた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して一年に達することとなる日までの間(以下「初心運転者期間」という。)に第八十五条第二項の規定により当該免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができない自動車等(以下「免許自動車等」という。)の運転に關しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反する行為をし、当該行為が当該免許について政令で定める基準に該当することとなつたもの(以下「基準該当初心運転者」という。)に対し、その者が免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有するかどうかを確認するための試験(以下「再試験」という。)を行うものとする。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

一 当該免許を受けた日前六月以内に当該免許に係る免許自動車等を運転することができ、他の種類の免許(仮免許を除く。第三号において「上位免許」という。)を受けていたことがある者

二 当該免許を受けた日前六月以内に当該免許と同一の種類の免許(当該免許と同等の免許として政令で定めるものを含み、第百四条の二第一項、第二項又は第四項の規定により取り消された免許及びこれに準ずるものとして政令で定める免許を除く。)を受けていたことがあり、かつ、その免許を受けていた期間(その免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して一年以上である者

三 当該免許を受けた日以後に上位免許を受けた者
四 第百八条の二第一項第五号に規定する講習を終了した者(当該講習を終了した後初心運転者期間が経過することとなるまでの間に免許自動車等の運転に關しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反する行為をし、当該行為が当該免許について政令で定める基準に該当することとなる者を除く。)

2 再試験は、基準該当初心運転者の当該免許に係る初心運転者期間が経過した時におけるその者の住所を管轄する公安委員会が、当該期間が経過した後、免許の種類ごとに自動車等の運転に關し必要な技能及び知識(原付免許に關しは必要な知識に限る。)について行う。

3 第九十七条第二項から第四項までの規定は、公安委員会が行う再試験について準用する。
4 公安委員会は、第一項の規定に基づき再試験を行うとする場合には、総理府令で定めるところにより、基準該当初心運転者の当該免許に係る初心運転者期間が経過した後速やかに、再試験を行う旨及びその理由その他必要な事項を基準該当初心運転者に書面で通知しなければならない。

5 基準該当初心運転者は、公安委員会から再試験の通知(前項の規定による通知をいう。以下同じ。)を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間(再試験を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間)が通算して一月を超え、こととなるまでに、当該公安委員会に総理府令で定める再試験受験申込書を提出して、再試験を受けなければならない。第九十二条の二第二項の規定は、この場合について準用する。

第百条の三 公安委員会は、再試験を行うとする場合において、基準該当初心運転者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、速やかに現にその者の住所を管轄する公安委員会に総理府令で定める試験移送通知書を送付しなければならない。

2 前項の試験移送通知書が当該公安委員会に送付されたときは、当該公安委員会は、当該試験移送通知書に係る基準該当初心運転者に対し、

の法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反する行為をし、当該行為が当該講習に係る免許について政令で定める基準に該当することとなる者を除く。)

2 再試験は、基準該当初心運転者の当該免許に係る初心運転者期間が経過した時におけるその者の住所を管轄する公安委員会が、当該期間が経過した後、免許の種類ごとに自動車等の運転に關し必要な技能及び知識(原付免許に關しは必要な知識に限る。)について行う。

3 第九十七条第二項から第四項までの規定は、公安委員会が行う再試験について準用する。
4 公安委員会は、第一項の規定に基づき再試験を行うとする場合には、総理府令で定めるところにより、基準該当初心運転者の当該免許に係る初心運転者期間が経過した後速やかに、再試験を行う旨及びその理由その他必要な事項を基準該当初心運転者に書面で通知しなければならない。

5 基準該当初心運転者は、公安委員会から再試験の通知(前項の規定による通知をいう。以下同じ。)を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間(再試験を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間)が通算して一月を超え、こととなるまでに、当該公安委員会に総理府令で定める再試験受験申込書を提出して、再試験を受けなければならない。第九十二条の二第二項の規定は、この場合について準用する。

第百条の三 公安委員会は、再試験を行うとする場合において、基準該当初心運転者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、速やかに現にその者の住所を管轄する公安委員会に総理府令で定める試験移送通知書を送付しなければならない。

2 前項の試験移送通知書が当該公安委員会に送付されたときは、当該公安委員会は、当該試験移送通知書に係る基準該当初心運転者に対し、

の法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反する行為をし、当該行為が当該講習に係る免許について政令で定める基準に該当することとなる者を除く。)

再試験を行うものとする。この場合において、前項の試験移送通知書を送付した公安委員会は、当該基準該当初心運転者に対し、再試験を行うことができない。

3 前条第四項及び第一項の規定は、公安委員会が前項の規定により再試験を行うとする場合について準用する。この場合において、同条第四項中「基準該当初心運転者の当該免許に係る初心運転者期間が経過した後」とあるのは、「試験移送通知書の送付を受けた後」と読み替えるものとする。

4 公安委員会が第二項の規定により再試験を行うとする場合において、第一項の試験移送通知書を送付した公安委員会が当該試験移送通知書に係る基準該当初心運転者に再試験の通知をしており、当該通知は、第二項の規定により再試験を行うとする公安委員会がした再試験の通知とみなす。

第百一条第一項中「有効期間が満了する日」の下に「（その日がその者の誕生日でないときは、その日の直前のその者の誕生日）」を加え、「当該期間」を「当該免許証の有効期間」に、「行なう」を「行う」に改める。

第百一条の三中「第百八条の二第一項第五号」を「第百八条の二第一項第六号」に改める。

第百四条の次に次の一条を加える。

（再試験に係る取消し）
第百四条の二 再試験を行った公安委員会は、再試験の結果、再試験を受けた者が免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有しないと認めるときは、その者の当該免許を取り消さなければならない。

2 再試験の通知を受けた者が第百条の二第五項の規定に違反して再試験を受けないと認めるときは、その者の住所を管轄する公安委員会は、その者の当該免許を取り消さなければならない。

3 公安委員会は、前項の規定により当該免許を取り消そうとする場合において、当該処分に係る者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に関する第六項の聴聞を終了している場合を除き、速やかに現にその者の住所を管轄する公安委員会に総理府令で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

4 前項の処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、その者が第百条の二第五項の規定に違反して当該再試験を受けないと認めるときは、その者の当該免許を取り消さなければならない。この場合において、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第二項の規定にかかわらず、その者の当該免許を取り消すことができる。

5 第三項の規定は、公安委員会が前項の規定により免許を取り消そうとする場合について準用する。

6 公安委員会は、第二項又は第四項の規定により免許を取り消そうとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。この場合において、公安委員会は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

7 前条第二項、第五項及び第六項の規定は、公安委員会が前項の規定により聴聞を行う場合について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項の通知」とあるのは、「次条第六項の通知」と、「第百三条第一項、第二項又は第四項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を停止する」とあるのは、「同条第二項又は第四項の規定により免許を取り消す」と読み替えるものとする。

8 第一項、第二項又は第四項の規定により当該免許を取り消された時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

ばならない。

第百六条中「若しくは第百三条第一項を」、第百三条第一項に改め、「若しくは第八項」の下に「若しくは第百四条の二第一項、第二項若しくは第四項を」、「限る。」の下に、「第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第百八条の二第一項第五号に規定する講習を受けたとき」を加える。

第百七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第百四条の二第一項、第二項又は第四項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、前項の規定により免許証を返納したときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

第百七条の付記中「第二項」を「第三項」に改める。

第七章の章名を削り、第百八条の前に次の章名を付する。

第六章の二 講習等

第百八条の二第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否、同条第三項若しくは第百三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は第百七条の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する第百三条第四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けた者（同条第二項第一号又は第百七条の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。）に対する講習

第百八条の二第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 基準該当初心運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する免許の種類ごとにを行う当該免許自動車等の運転について必要な技能及び知識に関する講習

第百八条の二第三項中「前二項」を「第一項第一号、第三号、第四号若しくは第六号又は前項」に改める。

第百八条の四を第百八条の十四とする。

第百八条の三中「若しくは第三項」の下に、「第百条の二第一項本文若しくは同項第四号」を加え、同条を第百八条の十三とし、第百八条の二の次に次の十条及び章名を加える。

（初心運転者講習の手続）
第百八条の三 公安委員会は、総理府令で定めるところにより、基準該当初心運転者に対し、その者が第百条の二第一項に規定する行為をし、当該行為が同項本文の政令で定める基準に該当することとなつた後速やかに、前条第一項第五号の講習（以下「初心運転者講習」という。）を受けることができる旨を書面で通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでの間に限り、初心運転者講習を受けることができる。

（指定講習機関）
第百八条の四 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を、それぞれ当該各号に定める要件に該当すると認められるものとして指定する者（以下「指定講習機関」という。）に行わせることができる。

一 第百八条の二第一項第二号に規定する講習（以下この条及び次条第一項において「取消処分者講習」という。）自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導（次条において「運転適性指導」という。）について専門的知識を有する者として国家公安委員会規則で定める者（次条において「運転適性指導員」という。）が置かれていることその他取消処分者講習を適正かつ確実に行うために

必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

二 初心運転者講習 自動車等の運転に必要な技能及び知識に関する指導(次条において「運転講習熱指導」という。)について高度の能力を有する者として国家公安委員会規則で定める者(次条において「運転講習熱指導員」という。)

が置かれていることその他初心運転者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

2 前項の規定による指定は、取消処分者講習又は初心運転者講習(以下「特定講習」という。)を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。

一 民法第三十四条の規定により設立された法人又は指定自動車教習所として指定された者以外の者

二 第八十八条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 自動車等の運転に関し刑法第二百一十一条の罪又はこの法律に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 法人で、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

4 公安委員会は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定に係る特定講習を行わなければならないこと。

(運転講習熱指導員等)

第八十八条の五 取消処分者講習を行う指定講習機関は、運転講習熱指導員以外

の者を従事させてはならない。
2 初心運転者講習を行う指定講習機関は、運転講習熱指導員は、運転講習熱指導員以外の者を従事させてはならない。

3 公安委員会は、運転講習熱指導員又は運転講習熱指導員が運転講習熱指導又は運転講習熱指導について不正な行為をしたときは、当該指定講習機関に対し、その選任に係る当該運転講習熱指導員又は運転講習熱指導員の解任を命ずることができ

4 公安委員会は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該指定講習機関及び当該運転講習熱指導員又は運転講習熱指導員に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時及び場所並びに当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(講習業務規程)

第八十八条の六 指定講習機関は、特定講習の開始前に、特定講習の業務に関する規程(次項において「講習業務規程」という。)を定め、公安委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 講習業務規程で定めるべき事項は、国家公安委員会規則で定める。

(秘密保持義務等)

第八十八条の七 指定講習機関の役員(法人でない指定自動車教習所にあつては当該施設を設置する者。次項において同じ。若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特定講習の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 特定講習の業務に従事する指定講習機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(罰則 第一項については第八十七条の第三号)

(適合命令等)

第八十八条の八 公安委員会は、指定講習機関が第八十八条の四第一項各号に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該指定講習機関に対し、同項各号に規定する基準に適合するための必要な措置を採るべきことを命ずることができ

第七章 雑則

2 公安委員会は、前項に定めるもののほか、特定講習を適正かつ確実に行うことを確保するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、特定講習の業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(検査等)

第八十八条の九 公安委員会は、指定講習機関について、第八十八条の四第一項各号に規定する基準に適合しているかどうか、又は第八十八条の五第一項若しくは第二項の規定に従い運営されているかどうかを検査し、及び指定講習機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(講習の休廃止)

第八十八条の十 指定講習機関は、公安委員会の許可を受けなければ、特定講習の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消)

第八十八条の十一 公安委員会は、指定講習機関が第八十八条の四第三項第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当する者になつたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 公安委員会は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その指定を取り消すことができる。

一 第八十八条の五第一項若しくは第二項、第八十八条の六第一項又は前条の規定に違反したとき。

二 第八十八条の五第三項又は第八十八条の八第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

3 第八十八条の五第四項の規定は、公安委員会が前二項の規定により指定を取り消そうとする場合について準用する。

(国家公安委員会規則への委任)

第八十八条の十二 第八十八条の四から前条までに規定するもののほか、指定講習機関に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第八十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、

「第八十九条の規定による運転免許試験」の下に「若しくは第八十二条の二第一項の規定による再試験」を、「運転免許試験手数料」の下に「再試験手数料」を加え、同条第四項中「第四号」を「第五号」に改め、「当該都道府県の下に(指定講習機関が行う特定講習を受けようとする者にあつては、指定講習機関)を加え、同条第五項中「前各項」を「第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 初心運転者講習を受けようとする者は、前項の講習手数料のほか、当該講習に係る通知手数料を当該都道府県に納めなければならない。

6 第四項の規定により指定講習機関に納められた講習手数料は、指定講習機関の収入とする。

第八十七条の三第三号中「第四項」の下に、「第八十八条の七(秘密保持義務等)第一項」を加える。

第二百一十一条第一項第九号中「第七十七条(免許証の返納等)第一項若しくは第二項」を「第七十七条(免許証の返納等)第一項若しくは第三項」に改め、同項第九号の三中「第七十一条の五」を「第七十一条の四」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の道路交通法第八十二条の二、第八十二条の三、第八十二条の四、第八十二条の五及び第八十二条の六の規定は、この法律の施行の日(次項において「施行日」という。)以後に運転免許を受けた者について適用する。

3 この法律の施行の際現に道路交通法第八十四条第二項の第一種運転免許を受けている者で、当該第一種運転免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して一年に達しないものについては、改正前の道路交通法第七十一条の四、第八十二条の二第一項第一号及び同条第三項並びに第八十二条第四

項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の道路交通法第七十一条の四に規定する行為には、施行日以後に受けた運転免許に係る道路交通法第八十五条第二項の規定により当該免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができ当該自動車等の運転に関し行われた行為は含まないものとする。

4 この法律の施行の際現に道路交通法第八十九条の規定により運転免許の申請をしている者の当該申請に係る運転免許試験の受験資格については、改正後の道路交通法第九十六条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

最近における交通事故の実情にかんがみ、自動車等の運転について必要な技能及び知識が十分でない初心運転者による交通事故を防止し、その他交通の安全を図るため、初心運転者が自動車等の安全な運転に習熟することを助長するための初心運転者期間制度及び運転免許の取消処分を受けたことがある者等に対する講習制度を導入する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。